

(1) 復興まちづくり事業の課題共有と庁内意思決定

- 復興まちづくり事業を着実に進めていくためには、**庁内全体で課題等を共有し、速やかに課題解決に向けた対応**について庁内合意形成を図ることが重要である。
- 庁内検討組織である「復興まちづくり計画推進会議」、「幹事会」は、
 - ① 持続可能なまちづくりを創出するため、将来のまちの基幹事業やまちづくりを議論・検討する
 - ② 復興まちづくり事業の進捗状況を関係各課へ情報共有する
 - ③ 事業推進に係る課題抽出、対策等の調整・検討を行うことを目的に開催する。

(2) 庁内合意形成に向けた会議

- 復興まちづくり事業について、速やかな庁内意思決定を図るため検討組織体制と意思決定プロセスを明瞭にした会議運営を行う。

庁 議	[役割] 復興まちづくり事業に関する庁内意思決定の場 [構成] 町長・副町長・教育長・課長	年3回程度 開催
双葉町復興まちづくり 計画推進会議	[役割] 復興まちづくり事業に関する検討・進捗管理・調整の場 [構成] 副町長・教育長・課長	年6回程度 定期開催
幹事会	[役割] まちづくり情報プラットフォーム、復興ロードマップによる検討・調整・情報共有の場 [構成] 各種事業の担当課、若手職員、UR、UR建築、官民合同チーム、FPJで構成	月1回 定期開催
検討会	[役割] 個別事業等の特定事項について検討・調整する場 [構成] 各種事業の担当課、関連各課、UR、FPJ若手職員 等で構成	随時設置

復興まちづくり計画推進会議及び幹事会の進め方等

(1)開催予定

- 復興まちづくり事業において、速やかに庁内合意形成を図るため、最終意思決定機関である「庁議」に諮る事項を洗い出し、懸案事項への対応を決定する場として年6回程度、定期的を開催する。
- 懸案事項を共有し、総合的に検討・調整するために「幹事会」を活用する。

(2)幹事会の開催目的

- 幹事会は、将来のまちづくりを進める上での重要会議体と位置づけ、すべての職員にオープンな会議体とし、その議事録についても全庁共有を行い、職員全体の課題認識を図る。
- 双葉町復興まちづくりの各種事業の検討を円滑に進めていくため、
 - ① 個別事業の情報共有や課題を集約し、町職員と情報共有しながら解決に向けた調整を行う。
 - ② 公共施設の解体・再配置等については、機能集約・複合化の可能性検討、必要な導入機能の重複などの不整合を避けるために検討・調整する。

(3)メンバー構成(案)

- 「双葉町復興まちづくり計画推進会議設置規程(平28年4月1日)」に基づき、幹事会及び検討会を設置し、会議運営を行う。
- 令和6年度は、公共・公益施設等の整備・事業化に向けた個別事業が多岐に渡ることから、まちづくり全般や個別事業担当課から、主担当、副担当を選出する。
- 公共・公益施設等の整備予定がない課からは、若手職員を選出し、まちづくりを進める上での若手職員の意識、スキルの向上を図る。
- 主担当が出席できない場合は副担当が出席する。

復興まちづくり計画推進会議及び幹事会の進め方等

(4) 開催予定

- 「幹事会」は、「推進会議」における課題認識の共有を図るとともに、担当課の各種事業の進捗状況を説明する機会を設け、庁内関係各課へ情報共有の上、事業推進に係る課題を洗い出し、対策検討を行う。
- 「幹事会」は、原則月1回、定期開催とする。